

議案第七八号

一時借入金に關する件

昭和三十四年度一般会計歳出予算内の支出に充当するため次の方法により一時借入するものとする

記

一借入金額 金壹千貳百万円以内

一借入目的 昭和三十四年第十五号台風災害復旧事業費に充当するため

一借入先 大蔵省 郵政省 山陰合同銀行 町内農業協同組合

鳥取県市町村職員恩給組合

一借入利率 日歩三兆五厘以内

一償還財源 町税及び一般歳入

昭和三十四年十一月十日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十四年十一月十日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

